

議事要旨(1)企業会計基準公開草案第 19 号「金融商品に関する会計基準(案)」及び 企業会計基準適用指針公開草案第 23 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針(案)」のコメントについて

西川委員長(専門委員長)及び板橋専門研究員より、平成 19 年 7 月 20 日に公表された金融商品の時価開示に関する公開草案に対し寄せられたコメント及びそれに対する対応案について説明がなされた。

- ・ 今回の改正は財務諸表利用者の利便性を向上させる枠組みを提供するものであり高く評価したいとのコメントがあった。
- ・ 時価の算定方法について金融商品の種類ごとに明確にされたい旨のコメントが寄せられた。時価の算定方法については、草案において「金融商品会計に関する実務指針」(以下「実務指針」という。)を踏まえることとしており、さらに参考(開示例)において実際の開示を想定した具体例を既に提供している。
- ・ 貸出金等と同質の私募債について、債権と同様の扱いができるようにされたい旨のコメントが寄せられた。これまで時価のない私募債は、償還不能見積高を算定して会計処理が行われており、この取扱いは既に実務指針に記述されているが、その場合の簿価と時価との関係については、引続き検討する。

説明の後、委員からの発言及び事務局からの説明は次のようなものであった。

- ・ 保険約款貸付については、一般の貸付金と異なる部分があるので、保険契約との関係や国際的な会計基準との整合性といった観点から引き続き検討すべきとの指摘があった。これに対し、他の預金貸付等との比較検討から一般の貸付金と同様の開示を行うべきとの提案を行っているものの、さらに国際的な会計基準上の取扱いを踏まえ検討を続ける旨の説明があった。
- ・ 四半期での開示を考えた場合、実質的に適用事業年度の前年度末の数字を準備しておく必要があり、システム対応等、作成者側に相応の負担がかかるため、対応を検討されたい旨の指摘があった。これに対して、一定の開示を前提とした適用延期と併せ、引き続き検討する旨の説明があった。
- ・ 「時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券」の明確化について質問があり、SFAS107号「金融商品の公正価値に関する開示」の記述も参考に、当該金融商品の重要性と時価算定のコストとの関係を整理し、適用指針において追記する旨の説明がなされた。
- ・ 定量的なリスク情報の開示について、監査が困難であり開示を容認すべきでないという意見と、一方で、国際財務報告基準と同様に開示すべきとの意見が示された。このような意見に対し事務局からは、任意開示を維持し、一部の業種については積極的な開示を促すような取扱いとする方向性が示されたが、会計以外の問題が含まれている可能性もあり、引続き検討することとされた。

以上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。